

人口問題研究所特別懇談會

本人口問題研究所に於いては昭和十七年十月一日最近南方視察より歸任せられた陸軍省兵務局田熊利三郎少佐の來所を得第二回特別懇談會を催したが、當日は同少佐より南方事情につき種々有益なる報告感想の發表があつた。

人口動態調査令施行細則中改正

人口動態調査令施行細則中改正の件は昭和十七年九月二十三日付官報を以て左の如く公布せられた。

人口動態調査令施行規則中改正ノ件

(昭和十七年九月二十三日 附令第二十四號)

第一條中「十月末日」ヲ「十一月末日」ニ改ム

第二條 府縣知事ハ前條ノ用紙ヲ受領シタルトキハ府縣送致目錄用紙及豫備ノ爲保留スヘキ分ヲ除キ其ノ他ハ之ヲ其ノ年十二月末日迄ニ市町村長ニ交付スヘシ

府縣知事ハ前項用紙ノ交付ヲ爲シタルトキハ用紙各種毎ニ各市町村別交付枚數及豫備ノ爲手許ニ保留シタル枚數ヲ内閣總理大臣ニ報告スヘシ

第五條 市町村長ハ毎年八月末日現在ニ於ケル用紙ノ各種毎ニ殘枚數ヲ府縣知事ノ定メタル期限迄ニ府縣知事ニ報告スヘシ

府縣知事ハ前項用紙ノ各市町村別殘枚數及府縣ノ保留殘枚數ヲ各種毎ニ十月二十日迄ニ内閣總理大臣ニ報告スヘシ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔參照〕

大正十一年十一月 閣令第八號人口動態調査令施行細則抄録

第一條 人口動態調査票ノ用紙ハ別表第一號様式及第二號様式ノ送致目錄用紙ト共ニ翌年中ノ需用枚數ヲ見積リ内閣總理大臣之ヲ毎年十月末日迄ニ府縣知事ニ交付ス

第二條 府縣知事ハ前條ノ用紙ヲ受領シタルトキハ府縣送致目錄用紙及豫備ノ爲保留スヘキ分ヲ除キ其ノ他ハ之ヲ其ノ年十一月三十日迄ニ市町村長ニ交付スヘシ

第五條 年末ニ於テ使用殘ノ用紙アリタルトキハ各種毎ニ其ノ枚數ヲ府縣知事ノ定メタル期限迄ニ市町村長ハ府縣知事ニ、府縣知事ハ翌年二月二十日迄ニ内閣總理大臣ニ報告スヘシ 前項ノ用紙ハ之ヲ翌年ニ繰越シ使用スヘシ

朝鮮青年特別鍊成令の公布

朝鮮青年特別鍊成令は昭和十七年十月十四日付官報を以て左の如く公布せられた。

朝鮮青年特別鍊成令(昭和十七年十月一日 附令第三十三號)

朝鮮青年特別鍊成令明治四十四年法律第三十號第一條及第二條ニ依リ勅裁ヲ得テ茲ニ之ヲ公布ス

第一條 本令ハ朝鮮人タル男子青年ニ對シ心身ノ鍛鍊其ノ他ノ訓練ヲ施シ將來軍務ニ服スベキ場合ニ必要ナル資質ノ鍊成ヲ爲スヲ以テ目的トシ兼テ勤勞ニ適應スル素質ノ鍊成ヲ期スルモノトス

第二條 朝鮮ニ居住スル年齢十七年以上二十一年未満ノ朝鮮人タル男子ニシテ第七條第一項ノ規定ニ依リ選定セラレタルモノハ本令ニ依リ鍊成ヲ受クルコトヲ要ス

第七條第一項ノ規定ニ依リ選定セラレタル者以外ノ朝鮮人タル男子ニシテ年齢十七年以上三十年未満ノモノハ志願ニ依リ鍊成ヲ受クルコトヲ得

第三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ鍊成ヲ受ケシメザルモノトス

- 一 朝鮮總督府陸軍兵志願者訓練所生徒及同訓練所ヲ修了シタル者

二 陸海軍軍屬

三 法令ニ依リ拘禁中ノ者

四 其ノ他朝鮮總督ノ指定スル者

第四條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ特別ノ必要アル場合ヲ除クノ外鍊成ヲ受ケシメザルモノトス

- 一 國民學校初等科ヲ修了シタル者
- 二 其ノ他朝鮮總督ノ指定スル者

第五條 鍊成ノ期間ハ概ネ一年トス但シ戰時又ハ事變ニ際シ朝鮮總督必要アリト認ムルトキハ之ヲ六月迄短縮スルコトヲ得

第六條 鍊成ハ青年特別鍊成所ニ於テ之ヲ行フ

第七條 道知事ハ朝鮮總督ノ定ムル所ニ依リ鍊成ヲ受

ケシムベキ者ヲ選定シ之ヲ青年特別鍊成所ニ入所セシムベシ

道知事前項ノ選定ヲ爲ス爲必要アルトキハ朝鮮總督ノ定ムル所ニ依リ本人ニ出頭ヲ求ムルコトヲ得

第八條 鍊成ヲ受クル義務アル者疾病其ノ他避クベカラザル事故ニ因リ鍊成ヲ受クルコト能ハザルトキハ道知事ハ朝鮮總督ノ定ムル所ニ依リ鍊成ヲ受クル義務ノ履行ヲ延期シ又ハ免除スルコトヲ得

第九條 府邑面ハ青年特別鍊成所ヲ設置スベシ

特別ノ事情アル場合ニ於テハ府邑面ハ朝鮮總督ノ定ムル所ニ依リ道知事ノ許可ヲ受ケ青年特別鍊成所ヲ設置セザルコトヲ得

第十條 私人ハ青年特別鍊成所ヲ設置スルコトヲ得

第十一條 私立青年特別鍊成所ノ設置及廢止ハ朝鮮總督ノ定ムル所ニ依リ道知事ノ認可ヲ受クベシ

第十二條 府邑面立青年特別鍊成所ノ設備及其ノ維持ノ費用並ニ職員ノ俸給 旅費其ノ他ノ諸給與其ノ他府邑面立青年特別鍊成所設置ニ關スル費用ハ府邑面ノ負擔トス

第十三條 國庫ハ青年特別鍊成所ヲ設置スル者ニ對シ補助金ヲ交付スルコトヲ得

第十四條 青年特別鍊成所ニ於テハ鍊成ヲ受クル者ヨリ鍊成ヲ行フ爲必要ナル費用ヲ徴收スルコトヲ得ズ

但シ朝鮮總督ノ定ムル所ニ依リ道知事ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第十五條 第七條第二項ノ規定ニ依リ出頭ヲ爲スベキ者又ハ鍊成ヲ受クル義務アル者ヲ使用スル者ハ其ノ使用ニ依リ其ノ者ガ出頭ヲ爲シ又ハ鍊成ヲ受クルコトヲ妨グルコトヲ得ズ

第十六條 本令ニ依ル青年特別鍊成所ニ非ラザルモノ

ハ青年特別鍊成所ト稱スルコトヲ得ズ

第十七條 本令ニ規定スルモノノ外鍊成ニ關シ必要ナル事項ハ朝鮮總督之ヲ定ム

第十八條 鍊成ヲ受クル義務アル者正當ノ事由ナクシテ鍊成ヲ受ケザルトキハ拘留又ハ科料ニ處ス

附則

本令施行ノ期日ハ朝鮮總督之ヲ定ム

厚生省の昭和十七年度優良多子家庭並に母子保護事業功勞者表彰の發表

十一月三日の佳節を下して行はるゝ優良多子家庭表彰は本昭和十七年を以て第三回に及ぶが、今年は更に加へて母子保護事業の功勞者をも表彰することとし、その概況は厚生省より左の如く發表された。

一、本年度優良多子家庭の表彰に關しては、本月十五日付を以て各地方長官に對し夫々通牒が發せられたのであるが其の調査期日及表彰條件は共に第一、二回と同じく、五月三十一日現在に於て父母を同じうする嫡出の子女にして滿六歳以上の者十人以上を天

優良多子家庭の調査概況及母子保護事業功勞者表彰に關する件

災地變等不可抗力に因るの外一人も缺かさず父母自ら心身共に健全に育成した望實な家庭に付之が調査を進めたのである。

二、而して調査は直接に市區町村長が之に當り、各地方長官の再調査と其の内に係るものに付審査したのであるが其の概況は次の通である。

即ち表彰決定家庭は一五〇二家庭であつて其の道府縣別内譯は北海道の二二五を筆頭に、静岡の七一、鹿兒島の七〇、福島の一五五、東京の五四、埼玉、新潟、長崎の各四八及愛媛、熊本の各四五が之に尋いで居り、少いのは高知の二、滋賀、岡山の各五、京都の六、石川、福井の各七、鳥取の一〇家庭等で其の順序は大體從來と同様であるが總數からすれば昨年度表彰の二一四五家庭より六四三家庭少いことになつてゐる。

三、而して其の内容を一瞥するに父母共に現存する家庭は一二七三にして八割四分強に當り父のみの家庭は六二(四分一厘)、母のみ現存する家庭は一六七(一割一分)となつて居り子女數の最も多き家庭は一四人で之が四家庭(北海道、東京、大阪、愛媛各一)あり、以下一三人が三三、二人が一六四、一人が三七八、一人が九二三となつて居り、其の家庭の主たる職業は依然農業が六割二分強の首位を占め商業の九分三厘、工業の八分六厘等之に次ぎ之を上中下の經濟狀態別に見るに中程度に屬する家庭が昨年度と同じく全體の六割強を占めてゐる狀況である。

四、而して母子保護事業功勞者の表彰に關しては戦時下に於ける母子保護事業の重要性に鑑み、之が事業の強化促進に資する目的を以て本年度初めて實施さ